

申告が済んだらやること！

令和6年分の確定申告書・青色申告決算書（収支内訳書）の再確認

申告書（決算書）に誤りを見つけたら、事前予約の上、早急に申告会又は税務署へ

決算書 収支内訳書	・売上の金額を間違えていた。（売上が漏れていた等） ・令和6年に支払った経費の領収書が出てきた。（計上漏れ） ・固定資産（車・パソコン）を購入したが減価償却し忘れた。 ・個人事業税や消費税（税込経理）を経費に入れていない。
所得税申告書	・扶養控除にした親族の給与収入が103万円を超えていた。 ・保険の満期金を計算に入れていなかった。（一時所得） ・年金や給与の収入を間違えていた。 ・給与（アルバイト）の収入を申告の計算に入れていなかった。 ・医療費控除を受けたが、高額療養費等の入金があった。
消費税申告書	・売上の金額が間違っていた。 ・税率（10%と軽減8%）を間違えていた。 ・課税と非課税の区分を間違えていた。 ・簡易課税の事業区分が間違えていた。 ・事業用固定資産の売却額（下取り）を課税売上にしていなかった。 ・仕入時、1取引が1万円以上の場合でインボイス登録を取引先がしていなかった。 ・インボイス登録日が誤っていた。（1月1日開始ではなかった等）

納税額を少なく申告した場合・・・修正申告

申告書（第1表・第2表）に正しい申告額などを記入して所轄の税務署に提出し、差額を納税します。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。期限はありませんが出来るだけ早く修正申告してください。自主的に修正するのと税務署から指摘を受けて申告するのでは税額が違います。

※前者の場合、過少申告加算税がかかりません。ただし、令和5年からは売上に関する帳簿を作成・保存していない事業者は過少申告加算税が通常より最大10%加重されます。

納税額を多く申告した場合・・・更正の請求

確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあり、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。更正の請求書に訂正後の金額などを記入して所轄の税務署に提出します。その際に更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。

※提出期限は法定申告期限から5年以内。

※提出した後に計算誤りなど決算書・申告書に間違いを見つけた場合、訂正の手続きが必要です。

会計ソフト「ブルーリターンA」 個別指導会

入力は順調ですか？ 手書き帳簿の方で会計ソフトに興味のある方！

記帳から申告まで「ブルーリターンA」をスムーズに使っていただけるよう指導会を行います。購入も出来ます。ご希望の日時を予約ください！！

日程 4月14日（月）～18日（金）

6月 9日（月）～13日（金）

上記日程以外でも指導や販売を行っています。お問合せください。

◇日曜日指導会◇

平日来所出来ない方、減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 5月18日（日）6月22日（日）
7月 6日（日）

指導開始時間 ①9:00 ②10:00
③11:00

※午前だけの営業で1人50分制です。

当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。また、ご予約いただいていない方は指導できません。